

## 別表

| 事業区分         | 事業実施主体          | 申請要件   | 補助対象経費   | 補助率                                      |
|--------------|-----------------|--|--|--|
| 1 地域営農組織育成支援 | 地域営農組織<br>農業法人等 | <p>以下の1～5の要件の全てに該当すること。</p> <p>1 農家で組織される団体等であって、構成員が3戸以上で、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあること。<br/>構成員が3戸未満の農家で構成される法人にあつては、経営規模が概ね50ha以上あり、かつ、受益地区の水田面積の5割以上を集積する計画があること。</p> <p>2 市町村等が策定する地域計画等に事業実施主体が記載されていること、または、当年度中に記載される予定である旨を記した市町村等による文書を提出すること。</p> <p>3 対象作物（水稻、麦、大豆）の生産面積を拡大する計画であること。</p> <p>4 対象作物の経営面積（※1）が、目標10ha以上であること（※2）。なお、新規設立の組織においては当年の計画を現況とする。</p> <p>※1 経営面積とは、自らが対象作物（水稻、麦、大豆）を耕作する所有地、借地及び特定農作業受託（※ア）面積の計（実面積※イ）をいう。<br/>（※ア）特定農作業受託とは、作目別に、主な基幹作業（水稻にあつては耕起・代かき、田植え及び収穫・脱穀、麦及び大豆にあつては耕起・整地、播種及び収穫、その他の作目にあつてはこれらに準ずる農作業を受託することをいう。）を行うことをいう。ただし、(1)申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、(2)当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。<br/>（※イ）実面積のため、同一圃場で水稻・麦の二毛作を実施する場合、水稻と麦の面積は重複して加算しない。麦と大豆の二毛作の場合も同様とする。</p> <p>※2 作業受託を主とする組織の場合は、この要件は「作業受託面積の計（実面積）が目標10ha以上であること」に置き換える。</p> <p>5 助成の対象となる農業機械等は、動産総合保険等の保険（盗難補償や自然災害等に対する補償等）に原則として加入するものとする。</p> | <p>以下①～③の全ての要件を満たす、地域営農組織等における水稻・麦・大豆の規模拡大や新技術の導入に必要な機械等（乾燥調製を含む）および格納庫の整備に要する経費。<br/>ただし、専ら飼料生産に使用する機械は除く。</p> <p>① 水稻・麦・大豆の規模拡大や新技術の導入に必要な機械等または水稻・麦・大豆生産に係る機械を格納するために必要な格納庫であること（格納庫整備の場合は、格納庫の完成後速やかに規模拡大や新技術導入に必要な新規機械を格納する確実な計画を有すること。なお、新規機械の格納にあつては、当該新規機械は本事業活用の有無を問わない。）</p> <p>② 同種・同能力のものの再度の導入（いわゆる更新）ではないこと。また、格納庫は新設に限る。</p> <p>③ 導入する機械等の規模が作業能率、一日の作業時間、作業期間の作業可能日数等、格納庫にあつては格納する機械の規模及び台数等を用いて合理的に説明できること。</p> | 1/2以内<br>（格納庫は原則1箇所のみ採択とし、補助上限を500万円とする） |

## 別表

| 事業区分          | 事業実施主体          | 申請要件   | 補助対象経費  | 補助率   |
|---------------|-----------------|--|---|-------|
| 2 中山間地域等組織化支援 | 地域営農組織<br>農業法人等 | <p>以下の1～4の要件の全てに該当すること。</p> <p>1 農家で組織される団体等であって、構成員が3戸以上で、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあること。</p> <p>2 市町村等が策定する地域計画等に事業実施主体が記載されていること、または、当年度中に記載される予定である旨を記した市町村等による文書を提出すること。</p> <p>3 農地及び組織の現況が以下(1)～(2)の両方に該当し、かつ、当該地域において主に活動する組織であり、対象作物(水稻、麦、大豆)を生産する計画であること。なお、新規設立の組織においては当年の計画を現況とする。</p> <p>(1) 受益農地の過半が農林統計における農業地域類型の3(中間農業地域)または4(山間農業地域)に該当</p> <p>(2) 次の①～③のいずれかに該当</p> <p>①経営面積(現況)が30ha以下</p> <p>②設立5年以内</p> <p>③平均筆面積20a未満</p> <p>※作業受託を主とする組織の場合は、①の要件は「作業受託面積の計(現況・実面積)が30ha以下」に置き換える。</p> <p>※①の経営面積とは、自らが対象作物(水稻、麦、大豆)を耕作する所有地、借地及び特定農作業受託(※ア)面積の計(実面積※イ)をいう。</p> <p>(※ア)特定農作業受託とは、作目別に、主な基幹作業(水稻にあつては耕起・代かき、田植え及び収穫・脱穀、麦及び大豆にあつては耕起・整地、播種及び収穫、その他の作目にあつてはこれらに準ずる農作業を受託することをいう。)を行うことをいう。ただし、(1)申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、(2)当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。</p> <p>(※イ)実面積のため、同一圃場で水稻・麦の二毛作を実施する場合、水稻と麦の面積は重複して加算しない。麦と大豆の二毛作の場合も同様とする。</p> <p>4 助成の対象となる農業機械等は、動産総合保険等の保険(盗難補償や自然災害等に対する補償等)に原則として加入するものとする。</p> | <p>以下①～③の全ての要件を満たす、地域営農組織等における機械等(乾燥調製を含む)の導入に要する経費。ただし、専ら飼料生産に使用する機械は除く。</p> <p>① 中山間地域の水稻・麦・大豆生産の効率化や、新技術の導入に必要な機械等であること。あるいは地域の「特色ある米作り」に必要な機械であること。</p> <p>② 同種・同能力のものの再度の導入(いわゆる更新)ではないこと。</p> <p>③ 導入する物件の規模が機械の作業能率、一日の作業時間、作業期間の作業可能日数等を用いて合理的に説明できること。</p> | 1/2以内 |